

## 「改正宅建業法」取りまとめ

インスペクションは「建築士」で

国交省

国土交通省は改正宅建業法の施行に向けて、一定の講習を修了した建築士にインスペクションを実施されるなど、実務に向けての最終的な取りまとめを行つた。来年4月の施行に向けて、インスペクションに関する骨格は整つた印象だが、いくつか検討を継続する事柄の多くが未定になつた。

昨年12月26日に開かれた、第29回の社会資本整備審議会建築分科会不動産部会（部会長：中田裕康東京大学大学院准教授）で議論された。

まず、インスペクションの調査対象部位については、国

インスペクションを行なう建築士。専門知識を有し、其組みも制度上確保され、本人間も確保されていることから、インスペクション講習を修了した建築士が担う。

は施行に向けて「既存住宅状況調査技術者講習制度」を創設する予定。現在、約1万3000人の建築士が、国交省のガイドラインに基づくインスペクション講習を受け、インスペクターとして登録している。それら登録済みの建築士についても、今後は新しく創設される認習を受けた後に、インスペクションの実務が可能となる。

ただし、講習を受けた連絡士であつても、自らが取引の媒介を行うなど、利害関係がある場合には、売主と買主の同意がある場合を除き、インベクションを行うのは適当

「講習制度」を創設予定

結果報告書の検査結果と回数のもの。書面については、調査を実施した者が責任を持つて作成するとされた。

ンスペクションの調査報告書、既存住宅性能評価書、定期調査報告書。

調査から1年以内のものが有効で、複数ある場合には直近の調査結果が重説の対象となる。しかし1年以内の調査

対象外。戸建てでリフォーム可能な場合などには、保存状況を説明してもかまわないとされています。

ななかたし、上級の話題  
以外で劣化事象が確認され、  
取引判断に重要な影響を及ぼす  
と考えられる場合には、

マンションで管理組合など  
売主以外がこれらの書類を保  
有している場合には、その保

「故意に事実を告げず」という毛選法第47条に違反することのないよう、説明を加えなければならない。

有者に」いても証明する。  
また契約成立時の37条書面

また、1年経過前に大規模な自然災害が発生した場合でも、調査結果は重説時の対象となる。重説の場合にも建物

ヨ／＼結果を明記する。

の調査結果がある場合には説明をしなければならない。

三九